

原油価格高騰にかかわる緊急対策を求める意見書

原油価格の高騰が、国民の暮らしと営業を襲っている。

このため、トラック運送業者、ガソリンスタンド、クリーニング店などから悲鳴が上がっている。市内のクリーニング店ではドライクリーニングの溶剤や、灯油など昨年に比べ価格が2倍になっているが、料金に転嫁できず苦しんでいる。

寒さの峠を越えたとはいえ、暖房用の灯油を生活必需品とする多くの国民にとって、灯油の値上がりは死活問題となっている。

価格の高騰はこれだけにとどまっていない。原材料費や穀物価格の高騰とも相まって、パン・即席めん・みそ・ビール・豆腐など、食料品から日常生活用品に至るまで価格上昇を招き、この動きは消費者物価全般へ波及しつつある。

この問題は、まさに国民の暮らしと地域経済を直撃し、日本経済全体の先行きにとって重大な問題となっている。

このように、消費者を初め中小企業などから悲鳴や不安の声が上がっている中で、政府が、迅速・有効な対策を講ずることが求められる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、激しさの増す市民の暮らしと中小・零細業者の営業を守るため、下記の緊急対策を講ずることを強く求める。

記

- 1 石油元売の利益還元への指導、国内備蓄の放出及び「国民生活安定緊急臨時措置法」など、あらゆる方策を検討すること。
- 2 「福祉灯油」など、低所得者向けの支援策を国の責任で制度化すること。
- 3 地方バス・鉄道その他の公共的交通機関への財政上の支援措置を講ずること。
- 4 ガソリン、軽油、重油などの価格高騰の直撃を受けている運送業者、中小・零細業者、農林業者などの負担を軽減するため、国の責任で緊急の減税措置を講ずること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年3月28日

三鷹市議会議長 石井良司